別記様式第２（第 18 条関係）

年度　　期放射線管理等報告書

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

住　所

氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第１項及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第 18 条第１項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名　　称	
	所　在　地	

１　放射性廃棄物の廃棄の状況

⑴ 気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度（注１）

①　放射性物質の種類別の年間放出量

（単位：Bq）

種類 ／ 測定の箇所等		全希ガス		^{131}I	^{133}I	全粒子状物質	^{3}H
			^{41}Ar				
排気口又は排気監視設備							
合　計							
年間放出管理目標値							

②　放射性物質の濃度の３月間についての平均値及び最高値

（単位：Bq／ ㎤）

濃度 ／ 測定の箇所		前半の３月間（　月～　月）		後半の３月間（　月～　月）	
		平　均　値	最高値(注２)	平　均　値	最高値(注２)
排気口又は排気監視設備					

⑵ 液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度（注１）

①　放射性物質の種類別の年間放出量

（単位：Bq）

種類 ／ 測定の箇所等	全核種（^{3}Hを除く）	核種別			
		^{51}Cr	^{54}Mn	^{59}Fe	^{58}Co

排水口又は排水監視設備						
合　計						
年間放出管理目標値						

（単位：Bq）

種類／測定の箇所等		核種別					
		^{60}Co	^{131}I	^{134}Cs	^{137}Cs	^{89}Sr	^{90}Sr
排水口又は排水監視設備							
合　計							
年間放出管理目標値							

（単位：Bq）

種類／測定の箇所等		核種別		^{3}H
		アルファ線を放出する放射性物質	ベータ線を放出する放射性物質	
排水口又は排水監視設備				
合　計				
年間放出管理目標値				

②　放射性物質の濃度の３月間についての平均値及び最高値

（単位：Bq／㎤）

濃度／測定の箇所		前半の３月間（　月～　月）		後半の３月間（　月～　月）	
		平均値	最高値(注２)	平均値	最高値(注２)
排水口又は排水監視設備					

⑶ 液体状の放射性廃棄物の保管量等（注３）

（単位：m^3）

施設の名称							施設合計	
放射性廃棄物の種類 量								
前年度末保管量								
当該年度の発生量								
当該年度の減少量								
施設内減量								
施設外減量								
当該年度末保管量								
保管設備容量								

⑷ 固体状の放射性廃棄物の保管量等（注４）

（単位：本）

施設の名称							施設合計	
放射性廃棄物の種類 量								
前年度末保管量								
当該年度の発生量								
当該年度の減少量								
施設内減量								
施設外減量								
当該年度末保管量								
保管設備容量								

2　使用済燃料の貯蔵量等

（単位：体）

施設の名称			合計
使用済燃料の種類			
前年度末貯蔵量			
当該年度の発生量			
当該年度の搬出量			
搬出先の名称			
当該年度末貯蔵量			
貯蔵施設容量			

3　放射線業務従事者の線量分布（注５）

⑴ 放射線業務従事者の１年間の線量分布

線　量 放射線 業務従事者	線　量　分　布　（人）				
	0.1mSv以下	0.1mSvを超え 1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下	5mSvを超え 10mSv以下
職　員					
その他					
合　計					

線　量 放射線 業務従事者	線　量　分　布　（人）				
	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下
職　員					
その他					
合　計					

線　量 放射線 業務従事者	線　量　分　布　（人）				
	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下	45mSvを超え 50mSv以下	50mSvを超えるもの	合　計
職　員					
その他					
合　計					

線　量 放射線 業務従事者	総線量 (人・mSv)	平均線量 （mSv）	最大線量 （mSv）
職　員			
その他			
合　計			

⑵ 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の３月間の線量分布

線　量 放射線 業務従事者		線　量　分　布　（人）			
		0.1mSv以下	0.1mSvを超え １mSv以下	１mSvを超え ２mSv以下	２mSvを超え ５mSv以下
前半の３月間 （　月～　月）	職　員				
	その他				
	合　計				
後半の３月間 （　月～　月）	職　員				
	その他				
	合　計				

線　量 放射線 業務従事者		線量分布（人）		総線量 （人・mSv）	平均線量 （mSv）	最大線量 （mSv）
		5mSvを 超えるもの	合　計			
前半の3月間 （　月～　月）	職　員					
	その他					
	合　計					
後半の3月間 （　月～　月）	職　員					
	その他					
	合　計					

4　試験研究用等原子炉の運転時間及び熱出力（注6）

［試験研究用等原子炉の名称：　　］

項　目 月　別	運　転　時　間 （h）	熱　出　力	
		平　均（kW）	最　大（kW）
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合　計			

注1　「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」及び「液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」について

⑴ 「測定の箇所」は、保安規定に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。

⑵ 排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質が放出されなかつた場合は、「放出実績なし」と記載すること。

⑶ 記載する数値は、有効数字2桁、指数表示とすること。

⑷ 「放射性物質の種類別の年間放出量」の算出方法及び「放射性物質の濃度」の検出限界濃度（測定の結果、検出限界未満（ＮＤ）の場合に限る。）を注釈として欄外に記載すること。

⑸ 1 ⑴①及び ⑵①の表について、指定された放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。

⑹ 「ベータ線を放出する放射性物質」については、年間放出量を集計した場合に限り報告すること。

2　保安規定に定められた期間についての平均濃度の3月間における最高値を記載すること。

3　「液体状の放射性廃棄物の保管量等」について

⑴ 蒸発濃縮及び固化して処理している場合、固化前の廃液については除くこと。

⑵ 「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃液の量を記載すること。

⑶ 廃止措置に伴つて発生する液体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載

すること。また、廃止措置計画により新たに液体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。

4　「固体状の放射性廃棄物の保管量等」について

⑴ 放射性廃棄物の種類は濃縮廃液固化物、フィルタースラッジ、イオン交換樹脂、雑固体、焼却灰、金属等に分類すること。

⑵ 原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。

⑶ 200リットルドラム缶に入つていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。

⑷ ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。

⑸ 「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃棄体の本数を記載すること。

⑹ 廃止措置に伴つて発生する固体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」であると試験研究用等原子炉設置者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のものがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。

5　「放射線業務従事者の線量分布」について

⑴ 「職員」とは、試験研究用等原子炉設置者に直接雇用される放射線業務従事者又はこれに準ずる立場にある放射線業務従事者とすること。

⑵ 「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とすること。

⑶ 同一人が２以上の請負業者にまたがつて作業する場合は、１人として算出すること。

⑷ 有効数字の取扱いは、「総線量」については小数点以下３桁目を四捨五入して小数点以下２桁とし、「平均線量」については小数点以下２桁目を四捨五入して小数点以下１桁とすること。「最大線量」については、その評価値を記載すること。

⑸ ３⑴の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとすること。

6　「試験研究用等原子炉の運転時間及び熱出力」について

⑴ 試験研究用等原子炉ごとに記載し、熱出力の「合計」欄は当該期間内の平均熱出力及び最大熱出力を記載すること。

その他

⑴ 測定を実施していない項目又は設備がない項目等については、「―」と記載するか当該欄を削除すること。

⑵ 当該試験研究用等原子炉施設以外の廃棄物がある場合であつて、当該施設と分けて管理することができない場合には、合算値を記載し、その旨欄外に記載すること。

⑶ 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。